

調べて、相談して、やつてみる

松阪地区広域消防組合消防本部
松阪南消防署 松阪勢和分署
中川清貴

はじめに

私が勤務する松阪地区広域消防組合消防本部(以下「当消防本部」という。)は、三重県の中央に位置し、松阪市、多気町、明和町の1市2町からなる広域消防組合です。

地元の名産品は松阪牛です。そして、隠れた名産品に味噌だれで食べる鳥肉の焼肉、鳥焼肉があります。地元では、さっぱりしてお財布に優しい鳥焼肉をおすすめする人も多いです。松阪にお越しの際は是非試してみてください。

当消防本部は1本部4署5分署からなり、280人の職員が勤務しています。なお、予防業務は、本部予防課と各署、分署で行っています。

本部予防課には消防用設備等の設置指導や立入検査等を行う指導・査察係、危険物の許可を行う危険物係、警告以上の違反処理を実施する違反是正担当があり、各署、分署の隔日勤務の職員は主に立入検査等を行っています。

ほとんどの職員は警防、救助、救急業務を行いながら、火災調査や一般事務、そして予防業務も行う「なんでも消防」です。

私は、平成16年に当消防本部から消防士の職を拝命し、消防学校卒業後、署の隔日勤務を2年、本部予防課の指導・査察係を3年、その後、

署で隔日勤務を行いながら立入検査等を実施してきました。

違反処理の徹底の契機

当消防本部では、平成30年から違反対象物公表制度が創設されることとなり、平成30年に「松阪地区広域消防組合消防法等違反処理規程」「松阪地区広域消防組合火災予防査察規程」を改正し、重大違反対象物等に対する違反については、警告、命令、告発等の違反処理へ移行し速やかに改善を目指すという消防長方針が示され、違反処理を徹底する体制に大きく舵を切りました。

当時、私は、市役所に出向しており「違反処理」という言葉に「うわ、やりたくねえ」と言葉にしたのを覚えています。それまでは、組織として「違反処理」に取り組むという考えはありませんでした。そういった中で、未知の違反処理を予防担当として行っていかなければならないということが、ただ怖かった覚えがあります。

その後、私は市役所出向を終え、平成30年から松阪南消防署で警防小隊長兼予防担当主査として隔日勤務で現場対応を行いながら管内の立入検査等を始めました。

松阪南消防署管内には、繁華街地区があることから過去の立入検査で重大違反を指摘したものの違反が是正されていない防火対象物が多く存在していました。公表制度の創設にあたり未是正違反対象物に対して再度立入検査を実施しました。当初は自分の知識と経験が不足しているのを痛切に感じたのを覚えています。お恥ずかしい話ですが、当時は警告と告発を「響き似てんな、何が違うのかな」というぐらいしか認識しておらず、立入検査標準マニュアル、違反処理標準マニュアル、法令、通知、質疑応答で勉強しながら立入検査を行いました。経験不足を補うことはなかなか難しかったです。

違反是正事例紹介

今回はその当時の違反対象物に対する違反是正事例について一つ紹介させていただきます。



不適切に設置された自動火災報知設備受信機



設置されたパッケージ型消防設備

〈防火対象物の概要〉

用途：(16)項イ(飲食店、物品販売店舗、工場、住宅)

構造：不明

階数：地上2階

建築面積：不明

延べ面積：推定1,400㎡(消防職員による実測)
※建築時(昭和52年当時)は722㎡

名宛人：代表取締役A

令和元年8月28日に立入検査を実施したところ、次のような状況でした。

〈建物の状況〉

昭和52年に確認申請が提出され、当時の延べ面積は722㎡でしたが、その後、無確認増築や改修を繰り返し、隣接建物との接続もあり、令和元年の立入検査時には、延べ面積約1,400㎡(推測)となっている状況でした。

なお、無確認増築ではありましたが増築についてはすべて専門業者が実施しており、構造、外装は外部から見て増築部分はわからない状態であり、内部も増築されたとは思えない状態でした。

〈消防用設備等の状況〉

消火器、自動火災報知設備、誘導灯が設置されていましたが、自動火災報知設備は、受信機が3台設置され、未警戒区域も多数ある状況であり、そのうち1台の受信機は落雷により機能不良の状態でした。





浜松市消防局が実施する繁華街特別査察



浜松市消防局予防課の皆さん(前列左から2番目(スーツ姿)が筆者)

〈立入検査で確定した違反事項〉

- 消防用設備等の点検が実施されていない。
- 自動火災報知設備の受信機が機能していない。
- 自動火災報知設備の発信機の表示灯が点灯していない。
- 自動火災報知設備の未警戒区域が多数存在している。
- 自動火災報知設備の受信機が適正に設置されていない(受信機が3台設置されている)。
- 消火器が不足している。
- 消火器の標識が設置されていない。
- 誘導灯が適切に設置されていない(増築により適切な避難誘導ができていない)。

〈屋内消火栓設備未設置違反について〉

屋内消火栓設備の未設置違反も想定されましたが、消防職員による測定の結果では、飲食店部分のみ消防法施行令第9条及び同施行令第11条第1項第2号により屋内消火栓設備が設置義務(700㎡を少しだけ超えている)となる状況でした。屋内消火栓設備の未設置違反を立入検査通知書で指摘し公表を行うことを考え、数回にわたり測定しましたが面積の根拠に自信を持つことができませんでした。

私の今までの経験の中では、こんなにも大規模の無確認増築が行われている事例は初めてで

あったことからかなり悩みました。

〈報告徴収の検討〉

とりあえず何らかの答えを出すために当消防本部の予防担当者に相談しました。私は、立入検査の違反特定にあたり、なるべく第三者の視線を入れてコミュニケーションをとることを大切にしています。そして、当たり前の話ですが、できる限り法令等の根拠を徹底的に調べることにしています。それは、予防課で勤務した消防士時代に「なんかわからんけどおかしんやわ」と相談されて困った経験があったからです。逆に可能な限り法令等を確認して整理して相談にくる職員とは建設的な話し合いができ、予防という業務にやりがいを感じました。このような経験から自分が誰かの意見を聞く場合には、まず、自分でできる限り法令根拠や質疑などを調べてから相談するようにしています。

この事案について本部予防課の職員と署予防担当者に、屋内消火栓設備の違反指摘について「いい方法あるかな」と相談していました。そんな時、違反是正研修を受講した署予防担当者から「報告徴収を行って？ 他の消防本部でも実施しているケースを聞くよ」という提案がありました。

消防法第4条に基づく報告徴収は関係者に

必要な資料を作成させて提出を求めるものです。拒否又は虚偽の報告をした場合は、「30万円以下の罰金又は拘留」という罰則もあります。確かに今回の事案には適切な手法です。

報告徴収について知ってはいましたが、当消防本部では、過去に報告徴収を実施した経験はなかったことから現実的な選択肢としては考えていませんでした。消防法に記載はありますが「実行するものではない」とどこかで勝手に考えていたような気がします。過去に、違反処理を始めると言われた時も「そんなことできるかな、絵に描いた餅ではないか」と勝手に考えていたのと同様で、検討していない自分に気づきました。

その後、報告徴収権を行使する方法を視野に入れようと考え、報告徴収を過去に実施している消防本部に色々と相談しました。

私が、違反是正の推進に係る実務研修を受講させていただいた浜松市消防局にはかなりの助言をいただきました。浜松市消防局には、他の消防本部からも情報収集を行った上で丁寧な助言していただき本当に感謝しております。

その後、当消防本部として初めて報告徴収権を行使することとしました。

報告徴収権の行使にあたり、以下の点について検討しました。

- 報告徴収権の行使後も図面等の提出がない場合には、警察に告発を行うか。
- 図面等の提出がない場合、消防職員の計測に基づき消防用設備等の設置命令を発令しても問題はないか、何か影響はあるか。

なお、相談した各消防本部からの回答は次のとおりでした。

- この事案なら報告徴収を行っても問題はない。
- 提出がない場合でも建築部局と合同立入検査を実施して、構造、面積等を確定させ消防用設備等の設置命令を発動すればよい。
- 報告徴収に基づく書類の提出がない場合は報告徴収命令違反により告発を実施する。
- 提出図面には構造、内装材料の記載もさせる(準耐火構造、内装が難燃材料以上となり屋内消火栓設備の設置義務がない可能性がある)。

報告徴収権について調べ、色々な人に相談し、ご意見をお聞きすることで自分たちが選んだ手法に対して大きな自信となりました。

〈報告徴収権の行使及び違反是正〉

このような経過を経て防火対象物の関係者に対し建物全体の平面図、立面図、建物の構造及び内装の材料について資料を提出するよう消防法第4条に基づく報告徴収を実施しました。当初、防火対象物側の関係者はかなり感情的な状

⊘ 違反是正

態でした。しかし、感情的な関係者を見て「早期に改善するだろう」と思ったのを覚えています。経験上、感情的な関係者は改善する必要性を感じておりプレッシャーからこういった行動をとることが多かったからです。

なお、報告徴収から2カ月後に建物図面等の提出がありました。

提出された図面から飲食店部分に屋内消火栓設備の設置義務があることが明確となり、公表の手続きを進めていたところ、防火対象物の関係者から電話で、「すぐにパッケージ型消火設備を設置し、他の違反部分も改善します」と連絡があり、迅速に改善へと進み始めました。その後、短期間でパッケージ型消火設備の設置、自動火災報知設備の未警戒を含めて全ての違反が迅速に是正されました。

まとめ

違反処理には色々な手法があります。しかし、経験が少ないと、なかなか前向きに進むことができません。困難な事案が発生した場合には、

まず自分で調べる、そして他本部も含めて相談をする、皆で検討することが重要だと実感しています。この事案については報告徴収という方法をとることで違反処理を進めることができました。

分厚い法律書や専門書で知識が必要と思われるがちな予防業務です。

本を読み答えを見つげるということは重要な部分ではあります。

しかし警防、救助、救急といった現場業務と同様に予防業務でもコミュニケーションをとることがとても重要だと思っています。

調べて、相談して、やってみる、当たり前のことですがとても重要です。

私は予防業務に携わり10年以上が経過し、改めてこの当たり前の重要性を色々な人に教えていただきました。予防業務に携わり悩まれる方も多くいると思います。

そんな時には、皆で勉強し、相談し合う、そして検討しながら違反是正を進めていきましょう。



ライトアップされた松坂城石垣